

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第2条―第13条）
- 第3章 給水（第14条―第19条）
- 第4章 料金、手数料等（第20条―第26条）
- 第5章 貯水槽水道（第27条）
- 第6章 管理（第28条・第29条）
- 第7章 雑則（第30条）
- 附則

第1章 総則
(趣旨)

第1条 この規程は、宇城市水道事業給水条例（平成17年宇城市条例第179号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 給水装置の工事及び費用
(給水装置の構成及び附属用具)

第2条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水用機器をもって構成するものとする。

2 給水装置には、量水器柵その他附属用具を備えなければならない。
(給水装置新設等の申込み)

第3条 条例第11条第1項に規定する給水装置の新設、増設、改造の申込みは、給水装置工事申込書（様式第1号）の提出をもって行う。
(利害関係人の同意書等の提出)

第4条 条例第11条第2項の規定により市長が申込者から利害関係人の同意書等の提出を求めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その提出者は、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 他人の給水装置から分岐しようとするとき 給水装置所有者の給水管所有者分岐同意書（給水装置工事申込書）（様式第1号）
- (2) 他人の所有地を通過し、又は他人の所有する土地又は家屋に給水装置を設置しようとするとき 土地又は家屋所有者の土地家屋使用承諾書（様式第1号）
- (3) 前号の規定による書類を提出できないとき 給水装置工事申込者の誓約書（様式第2号）

2 工事の申込みにおいて民法（明治29年法律第89号）第213条の2又は第213条の3の適用がある場合は、前項第1号及び第2号の規定は、適用しない。

3 前項の場合において、工事の申込者は、民法第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書（様式第2号）を提出しなければならないものとする。

(開発等の事前協議)

第5条 条例第13条の協議は、開発給水協議書(様式第3号)の提出をもって行う。

- 2 市長は、前項の協議書の提出があった場合は、速やかに調査の上、その結果を当該申請者に書面(様式第4号)により回答する。

(給水装置使用材料)

第6条 市長は、条例第14条第2項に定める設計審査又は工事検査において、宇城市指定給水設置工事事業者に対し、当該審査若しくは検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第5条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

- 2 市長は、前項の規定により市長が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第7条 条例第15条の規定に基づく構造及び材料の指定は、次の基準により行う。

この場合において、市長は、指定した内容について一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 配水管への取水口位置は、他の給水装置の取水口から30センチメートル以上離れていること。
 - (2) 配水管への取水口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
 - (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
 - (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は濡れるおそれがないものであること。
 - (5) 凍結、破損、浸食等を防止するための適正な措置が講じられていること。
 - (6) 当該給水装置以外の給水管その他の設備に直接連結されていないこと。
 - (7) 受水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講じられていること。
- 2 条例第15条の規定により市長が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
- (1) 産業標準化法(昭和24年法律第185号)第19条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であって、同項により鉱工業用品又はその包装容器若しくは送り状に同法第17条第1項に規定する日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの
 - (2) 製品が政令第5条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの
 - (3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第5条に定める構造・材質基準への適合性を証明したもの
- 3 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により市長がやむを得ないと認めた場合は、前2項の規定により市長が指定した材料以外の材料を使用することが

できる。

4 市長は、指定した材料について、地質その他の理由によりその使用が適当でない
と認めるときは、当該材料の使用を制限することができる。

5 給水管の口径に比し、著しく多量の水を一時に使用する箇所、高層建築物、工場、
事業所等の構造物、建築物及び構内に多様な給水施設を著しく設置する箇所その他
必要があると認めた箇所には、受水槽を設置しなければならない。この場合の給水
装置及び水質の保全等による責任の分解点は、受水槽の入水口の逆止弁とする。

(給水管の口径)

第8条 給水管の口径は、その用途別所要水量及び同時使用率を考慮して適当な大き
さに決めなければならない。

(給水管埋設の深さ)

第9条 給水管は、公道内の車道及び歩道部分においては60センチメートル以上の
深さに埋設しなければならない。ただし、技術上その他やむを得ない場合は、この
限りでない。

(給水管材料の特例)

第10条 配水管又は道路に布設された他の給水装置の分岐部分から当該分岐部分に
最も近い止水栓（当該止水栓が道路にあるときは、道路以外の部分にある止水栓で
分岐部分に最も近いもの）までの部分の給水管については、次の各号に定めるところ
により、当該各号に定める材料を使用しなければならない。

(1) 口径が50ミリメートル以下の給水管 硬質塩化ビニル管、水道用ポリエチレ
ン管

(2) 口径が75ミリメートル以上の給水管 鋳鉄管、硬質塩化ビニル管

2 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の事由により、市長がやむを得ないと
認めた場合は、前項各号に定める材料以外の材料を使用することができる。

(メーターの設置位置等)

第11条 メーターは、次に定める基準に基づき設置する。

(1) 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内

(2) 原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置

(3) 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所

(4) 衛生的で損傷のおそれがない場所

(5) 水平に設けることができる場所

(受水槽以下装置)

第12条 条例第24条第2項の使用水量を計量するため特に必要があるときは、次
の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 受水槽以下の装置が2戸以上の住宅専用として設置され、各戸の水道使用者が
異なるとき。

(2) 受水槽以下の装置が住居の用に供される部分（以下「住宅部分」という。）と
非住宅部分とに区分され、各部分の水道使用が異なるとき。

- 2 受水槽以下の装置に量水器を設置する基準は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 前項第1号に該当し、散水栓等で各戸又は各部分が共用する部分（以下「共用部分」という。）を除く各戸の使用水量を区分して計量できる装置については、各戸ごとに設置することができる。
 - (2) 前項第2号に該当し、共用部分を除く住宅部分と非住宅部分とを区分して計量できる装置におけるメーターの設置については、次に掲げるところによるものとする。
 - ア 住宅部分については、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。ただし、住宅部分が2戸以上で各戸の水道使用者が異なり、各戸の使用水量を区分して計量できる装置について、各戸ごとにメーターを設置することができる。
 - イ 非住宅部分について、市長が計量上必要があると認めたときは、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。
- 3 前項各号の共用部分について市長が特に必要と認めたときには、当該共用部分にメーターを設置することができる。
- 4 メーターを設置する受水槽以下装置は、次の各号に適合するものでなければならない。
 - (1) 汚染防止、逆流防止、衝撃防止、排気、防寒等の必要な装置が設けられていること。
 - (2) 使用材料及び器具は、メーターの性能及び計量に支障のないものであること。
 - (3) メーターの設置、点検及び取替作業を容易に行うことができるものであること。
- 5 受水槽以下の装置の設置者、所有者その他管理責任を有する者は、市長がメーターの設置上必要があると認めて当該装置の図面の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。
- 6 メーターは、あらかじめ市長に届け出て条例第14条第1項に規定する市長が指定する者が工事を施工した受水槽以下の装置でなければ設置しない。
- 7 受水槽以下装置についての管理責任は、当該装置の使用者又は所有者が負うものとする。

(危険防止の措置)

- 第13条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。
- 2 水洗便器に給水する給水装置にあつては、その給水装置又は水洗便器に真空破損装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。
 - 3 給水管は、市の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。
 - 4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。
 - 5 給水管を2階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに、止水栓を設けなけれ

ばならない。

- 6 給水管には、ポンプを直結させてはならない。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

第3章 給水

(給水管防護の措置)

第14条 開渠を横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとしやむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

- 2 電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

- 3 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出、いんぺいにかかわらず、防寒装置を施さなければならない。

- 4 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

(給水の申込み)

第15条 条例第23条に規定する給水の申込みは、使用者の氏名、住所、給水装置の場所、給水装置の使用を開始したい日その他市長が必要と認める事項を届け出ることによって行うものとする。

(代理人の選定届等)

第16条 条例第6条の規定による給水装置の所有者の代理人選定又は変更の届出は、代理人選定（変更）届（様式第6号）により行う。

(メーターの損害弁償)

第17条 水道使用者等は、自己の保管に係るメーターを亡失し、又は損傷したときは、メーター亡失（損傷）届（様式第7号）を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、条例第25条第3項の規定によりメーターの弁償をさせようとするときは、残存価格を考慮して弁償額を定めるものとする。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第18条 条例第26条第1項各号及び第2項各号の規定による届出は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置の使用を廃止するとき、若しくは中止するとき、又は水道の使用者の住所若しくは氏名に変更があるときは、使用者の住所、氏名、給水装置の場所、給水装置の使用を廃止し、又は中止する日その他市長が必要と認める事項を届け出ることによって行うものとする。
- (2) メーターの口径又は用途を変更しようとするときは、給水装置口径（用途）変更届（様式第8号）の提出をもって行う。
- (3) 消火演習に消火栓を使用するときは、消火栓演習使用届（様式第9号）の提出をもって行う。

(4) 給水装置所有者に変更があったときは、給水装置所有者変更届(様式第10号)の提出をもって行う。

(5) 消火栓を消火に使用したときは、消防用水使用届(様式第11号)の提出をもって行う。

(給水装置及び水質検査の請求)

第19条 条例第29条第1項の規定による検査請求は、給水装置・水質検査請求書(様式第12号)の提出をもって行う。

第4章 料金、手数料等

(料金等の納入期限)

第20条 条例の規定により徴収する料金等の納入期限は、料金にあつては、納入通知書を発したその月の末日、その他の納入金は、別に定めのない限り納入通知書を発した日から14日以内とする。

(過誤納による精算)

第21条 水道料金(以下「料金」という。)を徴収後その料金の算定に過誤があったときは、翌月以降の料金において精算することができる。

(使用水量及び用途の認定基準等)

第22条 条例第33条の規定による使用水量及び用途の認定は、次の各号に定めるところによる。

(1) メーターに異常があったときは、メーター取替え後の使用水量を基礎として日割計算により、異常があった期間の使用水量を認定する。

(2) メーターが設置されていないときは、1世帯1月につき4人まで20立方メートルとし、1人を増すごとに5立方メートルを加算した水量とする。

(3) 条例第33条第3号及び第4号の規定による用途区分は、それぞれの用途に係る使用水量に対応する超過料金の額が高額である用途区分とする。

(4) 前各号以外の理由により使用水量が不明のときは、認定する月の前3回の使用水量又は前年同期における使用水量その他の事実を考慮して認定し、これにより難しいときは、見積量による。

(工事負担金を伴う給水の申込み)

第23条 条例第43条第1項の規定による給水の申込みは、宇城市水道事業給水条例第43条の規定による給水申込書(様式第13号)の提出をもって行う。

(工事負担金の額の決定等)

第24条 市長は、条例第43条第1項の規定による給水申込みを受け、水道事業の運営に支障がないと認めるときは、次条の規定により工事負担金の額を決定し、給水受諾通知書(様式第14号)により当該申込者に通知するものとする。

2 申込者は、前項の通知を受けたときは、市長の指定する日までに前項の工事負担金の全額を納入しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、分納することができる。

3 申込者が第1項の工事負担金を市長の指定する日までに納入しないときは、当該

申込みを取り消したものとみなす。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 4 既納の工事負担金は、還付しない。ただし、市長が配水管等の設置工事に着手する前に申込者が当該申込みを取り消したときは、この限りでない。

(工事負担金の算定)

第25条 条例第43条第2項に規定する工事負担金の額は、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 工事に要する費用

ア 工事請負費

イ 路面復旧費

ウ 設計監督費

エ 諸経費

- (2) その他の費用

- 2 前項各号に規定する費用は、次により積算する。

- (1) 工事請負費及び路面復旧費は、市長が別に定める設計単価表により算出した額

- (2) 設計監督費は、工事請負費及び路面復旧費の合計額に100分の10以内で市長が別に定める率を乗じて得た額

- (3) その他の費用は、市が給水に应ずるために要する費用のうち、工事に要する費用以外の費用

(料金等の軽減又は免除)

第26条 条例第44条の規定により軽減又は免除できる場合は、次の各号のいずれかに該当するもののうち市長が認めたものに対して行う。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受ける者の加入金及び加算加入金

- (2) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金

- (3) 不可抗力による漏水に起因する料金

- (4) その他市長が公益上その他特別の理由があると認めたもの

- 2 前項の規定による料金等の軽減又は免除の申請は、同項第1号、第2号及び第4号による場合は水道事業納付金減免申請書(様式第15号)、同項第3号による場合は水道料金減免申請書(様式第15号の2)の提出をもって行う。

- 3 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに調査の上、減免の処分を決定し、その結果を当該申請者に対し通知するものとする。

第5章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第27条 条例第52条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期的に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する厚生省令（平成4年厚生省令第69号）の表の上覧に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

第6章 管理

(措置命令)

第28条 条例第46条の規定による措置の指示は、給水装置の管理義務違反に関する指示書（様式第16号）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(水道使用上の注意)

第29条 給水用機器にホース等を接続して水道を使用するときは、給水装置に水が逆流しないように措置しなければならない。

第7章 雑則

(その他)

第30条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月22日水管規程第4号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月15日水管規程第3号）

この規程は、令和5年3月1日から施行する。

附 則（令和5年3月8日水管規程第4号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月17日上下水局告示第3号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

課長	係長	係員

整理 番号	第	年度 号
----------	---	---------

給水装置工事申込書(給水装置工事台帳)

宇 城 市 長 様

給水装置工事をしたいので、宇城市(簡易)水道事業給水条例第11条の規定に基づき、申し込みいたしますから承認してください。

令和 年 月 日

1 給水区域 _____

2 設置場所 宇城市 _____番地
_____号

申込者 住 所
ふりがな
氏 名 _____
(電 話 — —)

3 工事種別 新設・改造・修繕・臨時

4 公認業者

工 事 費		収 受	年 月 日		道路 占用	種 別	国道 県道 市道
材 料 費		承 認				許 可	年 月 日
労 力 費		承認番号				許可番号	第 号
諸 経 費		検 査					
計		市検査員			委 任 状 私所有の給水装置のうち、図面記載の公道部分の維持管理 を市に委任いたします。		
契約 年 月 日		業 者	給水装置工事主任技術者				
申込者							
指定給水装置 工事事業者					㊦	委任者	㊦

設計審査	円	計	円	加 入 金		給水管所有者分岐同意書(第4条第1項第1号) 私所有の給水装置から分岐することを承諾します。 なお、本承諾に関し紛争が生じたときは当事者間で一切解決します。 年 月 日 承諾者 住所	
竣工検査	円			下記の加入金を納入します。			
道路占用書類作成費	円			加 入 金 円			
工 事 負 担 金	円			加算加入金 円			
水道メーター保管証書 次のメーターを保管いたします。 令和 年 月 日		消 費 税 円		計 円			
メーター口径		m/m		箇		備考	
給水装置の所有権変更届 本給水装置に関する権利義務の一切を継承します。 年 月 日							
旧所有者 住所 氏名 ㊦							
新所有者 住所 氏名 ㊦							
委 任 状						令和 年 月 日	
宇 城 市 長 様						(指定給水装置工事事業者)	
上記給水装置工事の申込及び施工並びに市に納付すべき納入金に関する一切のこと						受任者 ㊦ 委任者 ㊦	
						指定給水装置工事事業者番号	

様式第2号(第4条関係)

誓 約 書

宇城市長 様

年 月 日

給水装置工事申込者

住所 宇城市

氏名 ㊟

※自署の場合は押印不要

給水装置工事の場所

宇城市

上記の給水装置工事施工について第三者から異議があっても、市に対して御迷惑をおかけしないことを誓約いたします。

併せて、他人の土地に給水装置を設置し、又は他人が所有する給水装置（私設管）を使用する場合は、あらかじめ、その土地又は給水装置（私設管）の所有者及びその土地を現に使用している者に対し、工事の目的、場所及び方法を通知したうえで施工することを誓約いたします。

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

宇城市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号() —

開 発 給 水 協 議 書

開発事業地に給水を受けたいので、関係書類を添えて協議します。

1 給 水 場 所 宇城市
(対象地番全部を記入)

2 開発事業の名称(団地名)

3 開 発 目 的 1 宅地造成による土地分譲
(○で囲む。) 2 宅地造成及び分譲住宅建築
3 その他()

4 開 発 事 業 の 概 要 開発区域 m²
計画地盤高 最高 m、最低 m
区 画 数 区画

5 開 発 事 業 の 予 定 時 期 着工 年 月
完成 年 月

6 給 水 希 望 年 月 年 月

7 水道工事施工予定業者名

8 添 付 書 類

- (1) 位置図 S=1/10,000
- (2) 計画平面図 S=1/1,000~1/2,500
- (3) 配水管布設計画平面図 同
- (4) その他必要書類(道路位置指定通知書、公共施設管理予定者との協議経過書等を添付)

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

申請者 様

宇城市長



開発給水協議に関する回答について

年 月 日付けで協議のあったこのことについて、次のとおり回答いたします。

1 適………別紙給水協定書の締結を条件として同意します。

2 否
(理由)

様式第6号(第16条関係)

代 理 人 選 定 (変 更) 届

年 月 日

宇城市長 様

住 所
給水装置所有者
氏 名

次のとおり代理人を選定(変更)しましたので、届け出ます。

給水装置の設置場所	宇城市 番地
代理人の住所、氏名	㊟

様式第7号(第17条関係)

No. _____

メーター亡失(損傷)届

年 月 日

宇城市長 様

給水装置使用者(給水装置所有者、給水装置管理人)

住所

氏名

次の理由により保管使用中のメーターを亡失(損傷)しましたので、届け出ます。

なお、損料等については、直ちに弁償します。

給水装置の場所	宇城市				
(理由)					
※メーターの種別 有効年限 年 月 日 口径 mm 番号 取付 年 月 日					

様式第8号(第18条関係)

給水装置口径(用途)変更届

年 月 日

宇城市長 様

給水装置使用者 住所
氏名

次のとおり給水装置の口径(用途)を変更したいので、届け出ます。

給水装置の場所	宇城市	
給水装置の番号		
口 径 別 (ミリメートル)	新	13、20、25、30、40、50、75、100、150、()
	旧	13、20、25、30、40、50、75、100、150、()
用 途 別	新	一般用、営業用、工業用
	旧	一般用、営業用、工業用
変 更 年 月 日	年 月 日	

様式第9号(第18条関係)

消 火 栓 演 習 使 用 届

年 月 日

宇城市長 様

消火栓使用者 住所
氏名

次のとおり消火栓を演習に使用したいので、届け出ます。

消火栓の設置場所	宇城市
消 火 栓 の 種 別	地上式、地下式
演 習 使 用 日 時	月 日 時 分から 時 分まで

(処理欄)

水量 m³

様式第10号(第18条関係)

No. _____

給 水 装 置 所 有 者 変 更 届

年 月 日

宇城市長 様

給水装置所有者
住所
氏名

次のとおり給水装置の所有者を変更したので、届け出ます。

給水装置の設置場所	宇城市
給 水 装 置 旧 所 有 者 氏 名	宇城市 氏名 ㊞
変 更 年 月 日	年 月 日

様式第11号(第18条関係)

No. _____

消 防 用 水 使 用 届

年 月 日

宇城市長 様

住 所 宇城市消防団

氏 名 団長

(市上下水道局上下水道課提出)

消防用として次のとおり水道を使用したので、届け出ます。

火災発生	日 時						
	場 所	宇城市					
使 用 し た 消 火 栓							
場 所	栓 数	時 間			水 量	摘 要	
		自午 至午	時 時	分 分	分間	m ³	
		自午 至午	時 時	分 分	分間		
		自午 至午	時 時	分 分	分間		
計		時間 分			m ³		

様式第12号(第19条関係)

給水装置
水質検査請求書

年 月 日

宇城市長 様

住所

請求者

氏名

次の理由により 給水装置
水質 の検査を請求いたします。

- 1 給水装置の場所 宇城市
- 2 検査請求の理由(なるべく詳細に記入してください。)

(注) 給水装置
水質 について該当する箇所を○で囲んでください。

様式第13号(第23条関係)

宇城市水道事業給水条例第43条の規定による給水申込書				
年 月 日				
宇城市長 様				
住所 _____				
申込者 (フリガナ) _____				
氏 名 _____				
次のとおり宇城市水道事業給水条例第43条の規定(工事負担金)による給水を申し込み ます。				
給 水 場 所		宇城市		
使 用 予 定 水 量		1 日 立方メートル		
使用開始予定年月		年 月		
給 水 方 式				
開 発 行 為 許 可 建 築 確 認 番 号		第 号		
建 設 計 画 内 容	種 別	建 設 戸 数 又 は 床 面 積	使 用 人 数	備 考
	一 般 住 宅	(戸) (㎡)	(人)	
	事務所、店舗			
	工 場			
	その他の施設			
(注意) 関係図書を添付してください。				

様式第14号(第24条関係)

給 水 受 諾 通 知 書

年 月 日

様

宇城市長



年 月 日の宇城市水道事業給水条例第43条の規定による次の給水申し込みについては、工事負担金 円を 年 月 日までに納入することを条件として、受諾します。

- 1 給 水 場 所 宇城市
- 2 給水予定水量 1日 立方メートル

特 記 事 項

様式第15号(第26条関係)

水道事業納付金減免申請書

年 月 日

宇城市長 様

住所
氏名

宇城市水道事業給水条例第44条の規定により、水道事業納付金について軽減(免除)していただきたく次のとおり申請します。

- 1 水道納付金の種類
- 2 軽減(免除)を受ける前の金額
- 3 軽減(免除)の申請額
- 4 申請の理由

[illegible]

		年	月	日
給水装置の管理義務違反に関する指示書				
給水装置の使 用 者 氏 名 又は 給水装置の所 有 者 氏 名	様			
宇城市長				印
宇城市水道事業給水条例46条の規定に基づき、次のとおり指示します。				
1 給水装置の設置場所				
2 措置指示事項				

(裏)

宇城市水道事業給水条例抜すい

(水道使用者等の管理上の責任)

第27条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

4 市長は、第1項の管理義務を怠った者に対し、水道水の汚染防止又は障害除去のための必要な措置をとることを指示することができる。

(給水装置の検査等)

第45条 市長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水の停止)

第48条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(2) 水道の使用者が、正当な理由がなく第33条の使用水量の計量又は第45条の検査を拒み、又は妨げたとき。

様式第1号 (第3条関係)
様式第2号 (第4条関係)
様式第3号 (第5条関係)
様式第4号 (第5条関係)
様式第6号 (第16条関係)
様式第7号 (第17条関係)
様式第8号 (第18条関係)
様式第9号 (第18条関係)
様式第10号 (第18条関係)
様式第11号 (第18条関係)
様式第12号 (第19条関係)
様式第13号 (第23条関係)
様式第14号 (第24条関係)
様式第15号 (第26条関係)
様式第15号の2 (第26条関係)
様式第16号 (第28条関係)